

「第4次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」
の令和2年度の進捗状況及び令和3年度の実施について

◎ 趣 旨

やさしさをはぐくむ福祉のまちづくりを総合的に推進するため、推進計画の主要実施について、令和2年度の進捗状況を確認・評価し、令和3年度の実施について協議するもの

1 「第4次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」について

(1) 策定の目的

本計画は、すべての市民が、住み慣れた地域において、共に支え合いながら、安心して自立した生活を送ることができるよう、福祉のこころの醸成や地域の支え合いの仕組みづくりなどのソフト施策と、生活環境整備やバリアフリー整備などのハード施策の両面から、一体的に福祉のまちづくりを推進するための計画として、平成30年3月に策定した。

(2) 計画の構成及び進行管理・・・・・・・・参考資料1参照

ア 基本目標

福祉のまちづくりの推進に向けて、次の3つの基本目標を定めている。

- ・ 「福祉のこころをはぐくむ人づくり」
- ・ 「安心して暮らせる福祉の基盤づくり」
- ・ 「共に支え合う地域社会づくり」

イ 基本施策

各基本目標の達成に向けて、基本施策と施策を定め、体系ごとに計上した各種実施を総合的・計画的に推進する。

ウ 主要実施

- ・ 計上している82実施は、基本目標の達成に向けて、各所管課において主体的に進行管理を行い、各施策の代表的な実施や効果的な実施である36実施については「主要実施」として位置付け、毎年度、「やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進委員会」において進捗を確認する。
- ・ 進捗状況は「宇都宮市社会福祉審議会（地域福祉専門分科会及び全体会）」に報告し、実施状況の評価を行う。

※ 計画期間の最終評価については、成果指標及び毎年度の各施策の主要実施の進捗状況等から総合的に評価する。

2 令和2年度の進捗状況について

(1) 評価区分

ア 主要取組

- 令和2年度の「達成率」の数字により、以下のとおり評価を行う。

区分	年次目標値に対する 令和2年度取組の評価
順調（達成率100%以上）	A
概ね順調（達成率70～100%未満）	B
やや遅れている（達成率70%未満）	C
定量的な指標設定がない取組	—
新型コロナウイルス感染症の影響により評価することが適当でない取組	※

※ 新型コロナウイルス感染症を踏まえた評価の変更点

令和2年度においては、緊急事態宣言が発令されるなど、不要不急の外出自粛等により市民の行動が制限された。そのため、取組が中止となったもの、年間を通した取組が困難であったものについては、例年同様に評価を実施することは適当でないことから、「※」とする。

イ 基本目標

- 基本目標の評価においては、令和3年度行政評価・施策カルテにおける評価の考え方に準じ、A～Cの3段階評価で点数化し、点数の合計を主要取組数（定量的な指標設定がない取組を除く）で除し、1取組の平均値を算出した上で、100点満点に換算し、換算後の点数によって総合評価を実施する。

（A評価：25点、B評価：20点、C評価：15点）

- 感染症の影響により評価することが困難な取組については、外的要因（感染症）が取組の達成率に著しく影響を及ぼしていることから、基本目標の評価対象外とする。

【例】指標が8つあり、A評価が2取組、B評価が4取組、C評価が1取組、感染症の影響により評価することが困難な取組が1取組の場合
 $(25点 \times 2 + 20点 \times 4 + 15点 \times 1) \div 7 \times 4 = 82.8$ 点

区分	総合評価
90点以上 ※C評価がある場合を除く	順調
75点以上90点未満	概ね順調
75点未満	やや遅れている

(2) 基本目標ごとの評価（詳細は別紙1参照）

ア 基本目標1：福祉のこころをはぐくむ人づくり

計画 No.	主要取組（8取組）	計画期間中の取組	施策指標	年次評価	(参考) R1
1	こころのユニバーサルデザイン運動の推進	やさしさや思いやりの気持ちをはぐくむための周知・啓発活動の実施	障がい者等シンボルマークの認知度	B	B
3	認知症周知啓発の実施	認知症に対する理解を深めるための周知啓発事業実施	認知症サポーター数（累計）	A	A
5	障がいを理由とする差別解消の促進	障がいを理由とする差別解消の促進と障がい特性に応じた配慮ができる人材の育成	—	—	—
7	宇都宮市民福祉の祭典の実施	福祉への理解を深めるためのイベントの開催	祭典の来場者数	※	C
11	宮っ子心の教育の推進	各学校において、児童生徒の豊かな心を育てるための体験学習等を実施	「学習と生活についてのアンケート」における設問「誰に対しても、思いやりの心を持って接している」と回答した中3生徒の割合	B	A
12	体験型の出前福祉講座の充実	配慮が必要な方々を疑似体験することで理解を深める出前型の福祉講座の実施	市社協の出前福祉共育講座の開催回数・受講者数	※	B
14	障がい者の意思疎通支援の充実	障がい者のための各種奉仕員の養成講座の実施	各種奉仕員養成講座の受講者数	※	B
17	ボランティア養成講座の充実	ボランティア養成を目的とした講座の実施	養成講座数・延べ参加者数	※	B

評価	取組数
A 順調（達成率100%以上）	1
B 概ね順調（達成率70～100%未満）	2
C やや遅れている（達成率70%未満）	0
— 定量的な指標設定がない取組	1
※ 新型コロナウイルス感染症の影響により評価することが適当でない取組	4

【基本目標1の取組の評価】 評価点数：86.6【概ね順調】（参考：令和元年度82.8）

○ 指標設定がある7取組のうち、1取組が年次目標を達成（A評価）し、2取組が概ね順調（B評価）であり、「認知症サポーター数（累計）」など施策指標がこれまでの積み重ねによるところが大きい取組は、感染症の影響を受けにくく概ね順調であるとともに、半数が感染症の影響を受けている中であっても、可能な限り担い手の育成に取り組んできたことから、福祉のこころをはぐくむひとづくりが着実に進んでいる。

- ・ 福祉の祭典において、福祉のまちづくりポスターコンクールの受賞作品を市民ホール等に展示するなど、感染症の影響が大きい事業においても、代替の取組を実施することにより、福祉への理解促進を図った。

⇒ 福祉のこころをはぐくむ人づくりについては、少子高齢化の進行などに伴い、地域福祉の担い手不足が懸念されることから、より一層周知・啓発が図られるよう、引き続き福祉のこころの醸成や交流活動の促進に取り組むとともに、地域のニーズにつなげる必要がある。

また、集合型による講座等の取組については、特に感染症の影響を受けており、コロナ禍においても取組の推進が図られるよう、新しい生活様式やICTの活用等を取り入れた福祉教育の推進や福祉に関する人材の育成に取り組む必要がある。

イ 基本目標 2 : 安心して暮らせる福祉の基盤づくり

計画 No.	主要取組 (18取組)	計画期間中の取組	施策指標	年次評価	(参考) R1
18	高齢者のライフスタイルに合わせた情報提供や講座等の充実	シニア世代を対象とした情報提供や講座等の開催	みやシニア活動センター事業参加者数	B	B
22	生活困窮者等への就労支援事業の充実	生活困窮者等への就労支援	生活保護受給者等就労自立促進事業(ハローワークとの一体的実施事業)の就職率	A	A
24	障がい者の一般就労への支援の充実	障がい者の福祉施設から一般就労移行への支援	一般就労に移行した障がい者の延人数	B	B
27	出前保健福祉講座の実施	保健・福祉サービスの適正利用のための講座の実施	出前保健福祉講座の実施回数	※	A
30	保健と福祉のサービス提供活動の充実	保健師や保育士等の訪問指導などによる情報提供	保健と福祉の個別支援件数(年間)	A	B
31	地域包括支援センター機能の充実	地域包括支援センター機能の強化・充実	「事業評価」の達成できている項目が全項目の80%以上であるセンター数	C	B
35	生活困窮者自立相談支援事業の充実	生活困窮者等への包括的な相談支援	生活困窮者自立相談支援事業における就労支援対象者の就労・増収率	C	A
38	福祉施設における指導・監督の充実	福祉施設への指導・監督の実施	—	—	—
39	虐待・DV防止対策の強化	虐待・DV防止対策の実施	—	—	—
45	「(仮称) 共生型地域包括支援センター」の設置	分野横断的な相談支援センターの設置検討	—	—	—
46	在宅医療・介護連携の推進(地域療養支援体制の整備)	地域療養支援体制の整備	在宅療養に関する講座の参加者数(累計)	A	A
50	拠点等への居住や生活利便施設の集積促進	立地適正化計画等に係る立地誘導策(税制優遇・補助制度等)の推進や、生活利便施設の集約の促進	都市拠点・地域拠点(都市機能誘導区域と市街化調整区域の地域拠点)に誘導する生活利便施設の充足状況(充足率)	B	B
51	誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの構築	誰もが移動しやすい交通環境の創出	公共交通カバー率(人口)	B	B
52	ベンチのあるまちづくりの推進	歩いて気軽に外出できるベンチのあるまちづくりの推進	—	—	—
53	市有施設のバリアフリーの推進	市有施設のバリアフリー整備の推進	市有施設のエレベーター整備数(累計)	B	B
55	道路のバリアフリーの推進	公共施設や福祉施設周辺の点字ブロックや歩道の整備	歩道の点字ブロック設置延長	A	A
57	公園のバリアフリーの推進	公園の出入口, 園路, 水飲み器等の整備	公園整備(出入口, 園路, 水飲み器等の整備)数	B	B

58	LRTやバスなど公共交通機関のバリアフリーの推進	バス事業者等のノンステップバス導入に対する支援	ノンステップバスの導入率	A	B
----	--------------------------	-------------------------	--------------	---	---

評価		取組数
A	順調（達成率100%以上）	5
B	概ね順調（達成率70～100%未満）	6
C	やや遅れている（達成率70%未満）	2
—	定量的な指標設定がない取組	4
※	新型コロナウイルス感染症の影響により評価することが適当でない取組	1

【基本目標2の取組の評価】 評価点数：84.6【概ね順調】（参考：令和元年度87.1）

- 指標設定がある取組のうち、5取組が年次目標を達成（A評価）しており、6取組がB評価であることから、安心して暮らせる福祉の基盤づくりが着実に進んでいる。
 - ・ 「保健と福祉のサービス提供活動の充実」については、複雑化・複合化した課題を抱えている方が増加しているとともに、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、集団指導については、密を避けるため、電話や訪問などの個別支援の手法により、必要な支援を継続した結果、A評価となっている。
 - ・ 「地域包括支援センター機能の充実」については、地域ケア会議の実施状況など、国が作成した全国統一の評価指標を用いており、当該年度は地域ケア会議に至る対象ケースがなかったことにより会議を開催せず、評価につながらなかったセンターが発生するなどしたため、C評価となっている。
 - ・ 「生活困窮者自立相談支援事業の充実」については、感染症の影響により雇用環境が悪化していることにより、昨年度より就労者数は増加しているものの、施策指標である「就労支援対象者の就労・増収率」の達成率としては、目標値に至らなかった。
- ⇒ 「安心して暮らせる福祉の基盤づくり」の更なる推進のためには、少子高齢化やライフスタイル・価値観の多様化が進む中、8050問題やダブルケアなど、複雑化・複合化した相談が更に増加することが想定されることから、保健福祉に係る市民の様々な相談に対応できるよう、保健と福祉に関する相談支援など多様な福祉サービスの充実により一層取り組むとともに、引き続き市民にとって快適な生活基盤の整備に取り組む必要がある。

また、地域包括支援センター機能の充実や生活困窮者自立相談支援事業については、高齢者や生活困窮者が抱える複合的な課題への的確な対応が求められることから、事業の充実が図られるよう、目標達成に向けて実施主体への支援を強化する必要がある。

ウ 基本目標3：共に支え合う地域社会づくり

計画No.	主要取組（10取組）	計画期間中の取組	施策指標	年次評価	(R1) 評価
61	まちづくり活動応援事業の推進	まちづくり活動の活発化を図る	まちづくり活動応援事業への登録者数	C	C
62	高齢者等地域活動支援ポイント事業の推進	高齢者等の社会活動への参加を促進	高齢者等地域活動支援ポイント事業延べ参加者数	B	B
63	まちづくりセンターにおける市民活動支援	まちづくりセンターにおける市民活動団体への支援	まちづくりセンター登録団体数	B	B
64	ボランティアセンターの充実	市民のボランティア活動に関する支援	ボランティアセンター登録団体数・登録個人数	B	B
70	介護予防・日常生活支援総合事業の実施	自治会などが主体となり、重層的な生活支援・介護予防サービスを提供	生活支援サービスを提供する事業者団体数	A	A
75	ふれあい・いきいきサロン事業の推進	誰もが気軽に集える居場所づくり事業の推進	ふれあい・いきいきサロン設置か所数	B	B
76	多機関の協働による包括的支援体制の構築	多機関の協働による包括的支援体制を構築・強化	—	—	—
79	災害時要援護者支援事業の推進	災害発生時の地域における迅速な避難活動実施へ向けた体制の整備支援	災害時要援護者台帳共有地区数	B	B
81	生活支援体制整備事業の実施	高齢者の生活を支援する体制の構築	地域における支え合い活動の充実を図るための第2層協議体の設置数	B	B
82	宮っ子ステーション事業の推進	放課後における児童の健全育成を図るための環境づくりを推進	放課後子ども教室に係る延べ地域活動者数（年間）	※	B

評価	取組数
A 順調（達成率100%以上）	1
B 概ね順調（達成率70～100%未満）	6
C やや遅れている（達成率70%未満）	1
— 定量的な指標設定がない取組	1
※ 新型コロナウイルス感染症の影響により評価することが適当でない取組	1

【基本目標3の取組の評価】 評価点数：80【概ね順調】（参考：令和元年度80）

○ 指標設定がある9取組のうち、1取組が年次目標を達成（A評価）するとともに、その後も多くが概ね順調（B評価）であり、共に支え合う地域社会づくりが着実に進んでいる。

- ・ 「まちづくり活動応援事業の推進」については、事例集や事業PR動画を作成し、SNS等を活用して周知を図ったところであり、施策指標である登録者数は増加したものの、目標値には至らなかった。

⇒ 「共に支え合う地域社会づくり」の更なる推進のためには、地域における福祉活動やボランティア活動への市民の参加促進が求められることから、まちづくり活動応援事業等の更なる推進を図るなど、市民の自発的な活動の支援に取り組む必要がある。

また、少子高齢化が進行する中、大規模な自然災害が頻発し、地域ぐるみで助け合う関係を構築することがますます求められていることから、災害時要援護者支援事業の推進など、コロナ禍においても地域活動や支え合い・助け合い活動の創出につながるよう、事業の周知強化や参加促進などに取り組み、地域の多様なネットワーク機能の充実を図る必要がある。

3 全体総括

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、緊急事態宣言の発令や不要不急の外出自粛など、市民の行動が制限される中であっても、実施スケジュールの見直しや体験型講座を感染症対策を踏まえた内容に見直すなど各取組主体が創意工夫することにより、福祉のまちづくりを着実に進めることができた。

4 令和3年度の取組について

(1) 取組方針

- ・ 本市が目指す福祉のまちの姿である「思いやりがあふれるまち」「安心・快適に暮らせるまち」「地域で支え合うまち」の実現を目指し、基本目標として掲げた「福祉のこころをはぐくむ人づくり」「安心して暮らせる福祉の基盤づくり」「共に支え合う地域社会づくり」に資する取組の目標達成に向け、着実に取り組んでいる。
- ・ コロナ禍における各取組の推進にあたっては、引き続き、感染症対策の徹底など新しい生活様式を取り入れるとともにICTの活用などを図りながら、目標達成に向け取り組んでいる。

(2) 主な取組

- ・ 基本目標1の「認知症周知啓発の実施」については、認知症の正しい理解に向けた周知啓発を推進するとともに、傾聴等の具体的な支援活動により認知症の人を支える「認知症パートナー」を地域のニーズにつなげるための支援に新たに取り組んでいる。
- ・ 基本目標2については、様々な相談機関が連携して包括的に支援を行えるよう、多分野にまたがる相談等の初回相談機能を担う「(仮称)共生型地域包括支援センター」の設置に向けた運営体制等の検討を行うとともに、ICTを活用した保健福祉拠点の連携強化に取り組んでいる。
- ・ 基本目標3の「災害時要援護者支援事業の推進」については、新たに導入した補償制度により、地域における要援護者に対する支援体制の整備促進に取り組んでいる。
- ・ 特に、「地域共生社会の実現」に向けては、「(仮称)第5次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画」の策定や地域共生社会の実現に資する施策の立案に向けた基礎調査として、福祉に関する市民ニーズや潜在化する課題などを把握・分析する調査分析業務に取り組んでいる。

5 今後のスケジュール

令和4年 3月 社会福祉審議会 全体会で報告

「地域共生社会」の推進に向けた取組について

1 地域共生社会に向けた国・県の動き

(1) 国の動き

- 平成28年6月2日 ニッポン一億総活躍プランの閣議決定
⇒ 子ども・高齢者・障がい者など 全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、「「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することが盛り込まれた。
- 令和3年4月1日施行 社会福祉法の一部改正
⇒ 地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、市町村において「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設

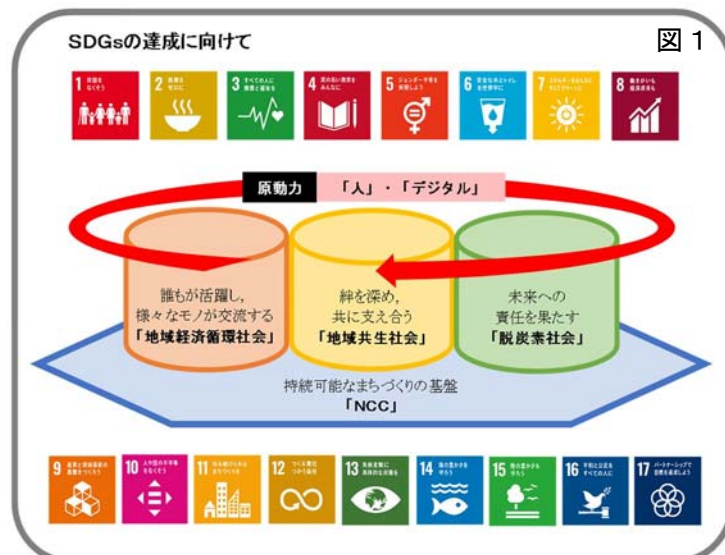
(2) 県の動き

令和3年3月に『地域共生社会の実現』を目指し、「安心して暮らせる地域づくり」、「地域を担うひとづくり」、「地域福祉の基盤づくり」を施策の柱とした「栃木県地域福祉支援計画（第4期）」が策定され、8050問題など、多様化する課題へ対応するための市町における「包括的な支援体制」の構築支援を行うこと等が示された。

2 本市の取組について

(1) まちづくりの基本的な考え方について

本市においては、総合計画実施計画（令和4～6年度）の策定方針において、「子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望がかなうまち、“スーパースマートシティ”を掲げ、その具現化に当たって、まちづくりの主体となる市民や企業が地域内の絆を深め、共に支え合う「地域共生社会」の創出等に取り組むこととし、他分野への波及効果や分野間での相乗効果を発揮することとしている（図1）。

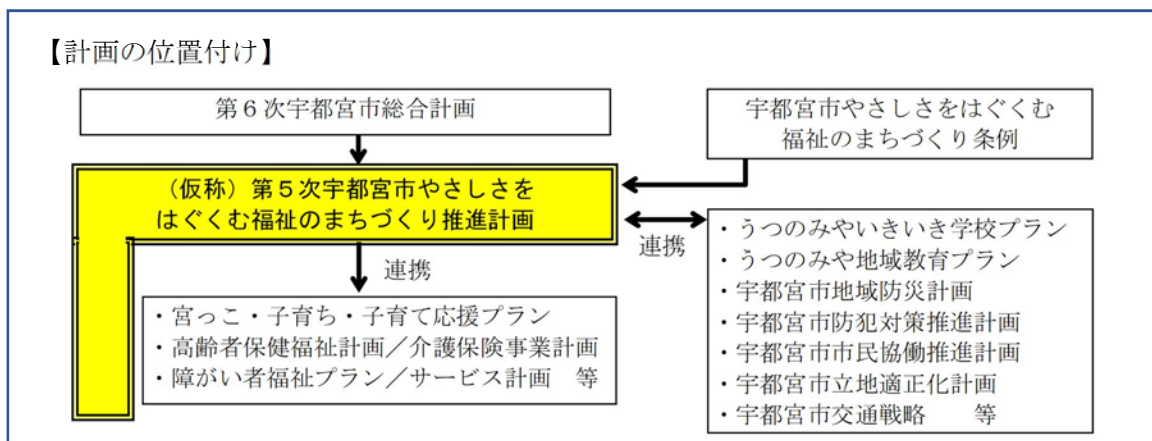


(2) (仮称) 第5次宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり推進計画の策定について

ア 計画の目的

価値観の多様化による家族や地域のつながりの希薄化による複雑化・複合化した地域課題に対応するためには、地域における支え合いの促進と活性化に加え、公的機関や民間の相談支援機関などの関係機関が連携し、高齢者や障がい者、子ども施策など分野に捉われない包括的な支援が必要である。

こうしたことから、「誰一人として取り残さない」地域共生社会の実現を目指し、現行計画を改定するとともに、本市の目指す地域共生社会の将来像とその具現化に向けた施策について検討していく。



イ 計画に定める主な事項

- ・ 高齢者や障がい者、子ども等の福祉に関し、共通して取り組むべき施策の導出
 - ▶ 制度の狭間の課題への対応
 - ▶ 複雑化・複合化した課題への対応
- ・ 地域課題の解決に向けた市民活動等の促進
- ・ 本市の目指す「地域共生社会」の将来像を見据え、多様な機関が主体的に参画できる施策の導出 など

ウ 計画期間

令和5年度～令和9年度（5か年）

エ 主なスケジュール

- 令和3年7月～ 市民アンケート等の実施
- 令和4年5月～ 社会福祉審議会 地域福祉専門分科会の開催
地区別意見交換会の開催
- 令和5年2月 パブリックコメントの実施
- 3月 計画策定